



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1
- 告 示
- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 2

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第35号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第67条の表産業政策課の項中「産業基盤班」を「産業基盤班 物価高対策支援班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第330号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 名護市字辺野古下福地原630番18の一部
- 2 土壌含有量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字下里鏡原山3107番214（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成30年沖縄県告示第352号で同意の認定をした伊良部加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年9月6日から同年10月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町34番36号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号 代表取締役 成瀬明弘
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年9月6日から同年10月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--